

4月25日（日）から5月11日（火）までの

緊急事態宣言中の使用のお知らせ

令和3年4月23日、兵庫県において緊急事態宣言が発出されたことに伴い、兵庫県の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、兵庫県有施設（貸館・貸会議室等）の休館という方針が決定されました。

姫路市勝原市民センターをはじめとした市民センターもその対象に含まれることから、緊急的な措置といたしまして、下記のとおり対応させていただきます。

市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、5月12日（水）以降の取り扱いは改めてお知らせいたします。

【緊急事態処置実施期間】

令和3年4月26日（月）～5月11日（火）

- ① この期間中、部屋の貸出業務は行いませんが、受付や還付等業務は行います。
（受付時間を短縮する可能性もありますが、決定次第お知らせいたします）
- ② この期間に施設の利用予約をされていた方については、順次、勝原市民センターからご連絡させていただき、使用料は全額還付いたします。

・なお、今後の状況により、上記によらず、急遽変更となり、すでに申し込んでいただいているご予約の取り消しをご依頼する場合等もございますのでご了承ください。（ホームページでお知らせします。）